県外で予防接種を受ける際の払い戻しについて

県外で定期の予防接種を受ける際、次の流れに沿って手続きを行うと予防接種

にかかった費用を杵築市で定めた上限額の範囲で払い戻しをします。

県外での予防接種を希望する方は福祉事務所こども家庭センターまでご連絡ください。

手続きの流れ

☆接種前

【保護者】

県外での予防接種を希望する方はこども家庭センター（０９７８－６４－２５２５）まで

「予防接種依頼書交付申請書」を提出してください。

【杵築市】

「予防接種依頼書」を里帰り先の市町村もしくは予防接種を受ける医療機関に送付します。

☆接種

【保護者】

希望する予防接種を医療機関で接種します。（接種費用は全額自己負担）

※接種時、予防接種済みの記載がある予診票（コピー可）・領収書（原本）を貰ってください。

☆接種後

【保護者】

健康推進館で下記の＜接種後の手続きに必要なもの＞を提出してください。

【杵築市】

申請書の受理・審査後、接種費用（請求額）をご指定の口座に振り込みます。

※かかった費用が杵築市の定める支給上限額を超える場合は、支給上限額が振り込まれます。

〈対象者〉

　接種日に杵築市に住民登録がある定期予防接種対象者の方で、里帰り等の理由により、大分県内の医療機関で予防接種が受けられない方

〈接種後の手続きに必要なもの〉

1. 「杵築市予防接種費助成金交付申請書兼請求書」（健康推進館または市のホームページから取得できます）

②接種済みの予診票（コピー可）

③医療機関が発行した領収書

　（ワクチン名、接種者氏名、接種日、接種した予防接種費用であることが明示されているもの）

④振り込み口座（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義）のわかるもの

⑤母子健康手帳

※払い戻しの期限は接種後1年以内